

空き家の利用を希望する方(買い手・借い手)の利用手順

	事項	内容
1	利用登録の申込み	<p>那珂市空き家バンクの利用を希望する方は、次の書類に必要事項を記入の上、都市計画課へ提出してください。</p> <p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・那珂市空き家バンク利用登録申込書（様式第12号） ・誓約書（様式第13号） <p>※詳細は、都市計画課にお問い合わせください。</p>
2	市HPの閲覧 問合せ	<p>気になる物件がありましたら、都市計画課までお問い合わせください。</p>
3	物件交渉の申込み	<p>登録物件の交渉を希望する方は、次の書類に必要事項を記入の上、都市計画課へ提出してください。</p> <p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・那珂市空き家バンク物件交渉申込書（様式第21号）
4	物件交渉	<p>物件交渉の申込み後に、媒介業者と契約交渉をすることになります。</p> <p>※媒介業者の媒介には、宅地建物取引業法の規定による媒介手数料が発生します。</p> <p>※市は、媒介及び契約に関するトラブル等については、一切関与しません。</p>

令和3年4月より

那珂市空き家バンク

【問合せ及び申込み】

〒311-0192 茨城県那珂市福田1819番地5

那珂市 建設部 都市計画課 都市計画 G

TEL 029-298-1111(内線354)

FAX 029-298-0112

toshi-k@city.naka.lg.jp

